

当公庫において徴収している手数料の算出方法は、次表のとおりです。

| 手数料 | 算出方法 |
|-----------------|-------------------------|
| 情報公開にかかる開示請求手数料 | 行政機関の手数料額を参酌し 同一とした。 |
| 情報公開にかかる開示実施手数料 | |

(参考) 情報公開にかかる開示請求手数料及び開示実施手数料の額については、「情報公開手数料等に関する基準」を参照してください。

* 上記の手数料以外に法令の規定により徴収している使用料等はありません。